

指導が不適切である教諭等の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

岩手県教育委員会規則第7号

指導が不適切である教諭等の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切である教諭等の認定の手続等に関する規則（平成20年岩手県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条の2第5項</u>の規定に基づく意見聴取の方法並びに同条第6項の規定に基づく事実の確認の方法その他同条第1項及び第4項の認定の手続に関し必要な事項を定めるほか、同条第1項に規定する指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）の対象者を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教諭等」とは、岩手県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、助教諭及び講師（非常勤講師を除く。）のうち、教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号。以下「政令」という。）<u>第6条</u>に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>(事実の確認の方法)</p> <p>第3条 県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、<u>法第25条の2第1項</u>の規定に基づき、指導が不適切である教諭等の認定をしようとするときは、当該教諭等の所属する学校の校長（当該教諭等が市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の場合にあつては、市町村教育委員会）に対し、次に掲げる書面の提出を求め、教諭等の児童等に対する指導の状況を確認するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 教育長は、<u>法第25条の2第4項</u>の規定に基づき、児童等に対する指導の改善の程度の認定をしようとするときは、指導改善研修を実施する岩手県立総合教育センター所長から次に掲げる書面により報告を受け、教諭等の児童等に対する指導の改善の状況を確認するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条第5項</u>の規定に基づく意見聴取の方法、<u>同条第6項</u>の規定に基づく事実の確認の方法その他同条第1項及び第4項の認定の手続に関し必要な事項を定めるほか、同条第1項に規定する指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）の対象者を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教諭等」とは、岩手県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、助教諭及び講師（非常勤講師を除く。）のうち、教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号。以下「政令」という。）<u>第5条</u>に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>(事実の確認の方法)</p> <p>第3条 県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、<u>法第25条第1項</u>の規定に基づき、指導が不適切である教諭等の認定をしようとするときは、当該教諭等の所属する学校の校長（当該教諭等が市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の場合にあつては、市町村教育委員会）に対し、次に掲げる書面の提出を求め、教諭等の児童等に対する指導の状況を確認するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 教育長は、<u>法第25条第4項</u>の規定に基づき、児童等に対する指導の改善の程度の認定をしようとするときは、指導改善研修を実施する岩手県立総合教育センター所長から次に掲げる書面により報告を受け、教諭等の児童等に対する指導の改善の状況を確認するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>

<p>(意見聴取の方法)</p> <p>第4条 法第25条の2第5項の規定に基づく意見は、同項に規定する者からなる会議を開いて聴くものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第5条 教育長は、法第25条の2第1項及び第4項の認定をしようとするときは、その対象となる教諭等に対し、書面又は口頭により意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(通知)</p> <p>第6条 教育長は、法第25条の2第1項及び第4項の認定をしたときは、当該教諭等及び当該教諭等の所属する学校の校長（当該教諭等が県費負担教職員の場合にあっては、市町村教育委員会）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(教諭等以外の者に対する指導改善研修の実施)</p> <p>第7条 指導改善研修は、県教育委員会の任命に係る養護教諭、栄養教諭及び養護助教諭のうち、非常勤の職員及び政令第6条に掲げる者以外の者に対しても実施することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(意見聴取の方法)</p> <p>第4条 法第25条第5項の規定に基づく意見は、同項に規定する者からなる会議を開いて聴くものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第5条 教育長は、法第25条第1項及び第4項の認定をしようとするときは、その対象となる教諭等に対し、書面又は口頭により意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(通知)</p> <p>第6条 教育長は、法第25条第1項及び第4項の認定をしたときは、当該教諭等及び当該教諭等の所属する学校の校長（当該教諭等が県費負担教職員の場合にあっては、市町村教育委員会）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(教諭等以外の者に対する指導改善研修の実施)</p> <p>第7条 指導改善研修は、県教育委員会の任命に係る養護教諭、栄養教諭及び養護助教諭のうち、非常勤の職員及び政令第5条に掲げる者以外の者に対しても実施することができる。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。